

令和6年度（2024年度）第3回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

日時 令和7年（2025年）3月24日（月）午前10時
会場 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所
熊本城調査研究センター

令和6年度（2024年度） 第3回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

次 第

日時 令和7年（2025年）3月24日（月）10:00～
会場 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

1 開会

2 前回委員会の主な意見……………資料1

3 議事

(1) 熊本城の活用について（報告）……………資料2

(2) 復旧事業の状況について（報告）……………資料3

(3) 樹木撤去により発生した材の活用について（報告）……………資料4

4 事務連絡

5 閉会

特別史跡熊本城跡保存活用委員会運営要綱

制定	平成21年	4月	1日	市長決裁
改正	平成23年	4月	1日	熊本城総合事務所長決裁
	平成23年	6月21日		熊本城総合事務所長決裁
	平成23年	8月17日		市長決裁
	平成24年	3月21日		熊本城総合事務所長決裁
	平成25年10月	1日		熊本城総合事務所長決裁
	平成26年	3月28日		熊本城総合事務所長決裁
	平成27年	3月30日		市長決裁
	平成29年	3月24日		熊本城調査研究センター副所長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の熊本城（旧城域をいう。以下同じ。）の保存と活用のあり方について、文化財保護、魅力づくり及び地域の活性化などの観点から、幅広く総合的に検討するため、特別史跡熊本城跡保存活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 熊本城の保存と活用に関する事項
- (2) 熊本城及び惣構の魅力づくりと地域の活性化に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員会は、20人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第2条に掲げる事項について専門的かつ詳細な検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 専門部会に、部会長を置く。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、熊本城調査研究センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

特別史跡熊本城跡保存活用委員会委員
(令和5・6年度(2023・2024年度))

令和6年(2024年)7月1日現在
(五十音順)

No.	任 期 (1期2年)		ふりがな 氏 名	職 名	分 野	役 職 等
1	新任	1期目	いけだ み き 池田 美樹	委員	公募	劇団きらら 代表
2	新任	1期目	おが い まさこ 小粥 祐子	委員	日本建築史学	崇城大学工学部建築学科 准教授
3	再任	2期目	おば た ひろ き 小畑 弘己	委員	考古学 (史跡)	熊本大学大学院 教授
4	再任	3期目	かわしま いっお 河島 一夫	委員	地元地域 (城東校区)	熊本県商店街振興組合連合会 会長
5	再任	2期目	こぼり としお 小堀 俊夫	委員長	文化振興	熊本県文化協会 専務理事
6	新任	1期目	たなか なおと 田中 尚人	委員	土木工学	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授
7	新任	1期目	の だ たま み 野田 珠実	委員	経済界 (地域活性化)	熊本経済同友会 副代表幹事
8	新任	1期目	はしもと かずひこ 橋本 和彦	委員	地元地域 (一新校区)	一新まちづくりの会 代表理事
9	再任	3期目	はっとり ひでお 服部 英雄	委員	文化財・歴史学	九州大学 名誉教授
10	新任	1期目	はらやま あきひろ 原山 明博	委員	経済界 (地域活性化)	熊本商工会議所 専務理事
11	新任	1期目	みずかみ さ ち こ 水上 紗智子	委員	植物	樹木医
12	再任	2期目	もりさき まさゆき 森崎 正之	委員 (委員長職務代理者)	観光	日本旅行業協会熊本県地区委員 会 副委員長
13	再任	3期目	やまだ たかし 山田 貴司	委員	歴史学	福岡大学人文学部 准教授

※ 任期 令和5年(2023年)6月1日～令和7年(2025年)5月31日
※ 原山委員は令和6年(2024年)7月1日付け委員就任

令和 6 年度（2024 年度）第 2 回特別史跡熊本城跡保存活用委員会 主な意見

- 1 日時 令和 6 年（2024 年）10 月 30 日（水）午後 5 時～午後 7 時 10 分
- 2 場所 特別史跡熊本城跡 城内、桜の馬場城彩苑 多目的交流施設
- 3 出席者 小堀委員長、小粥委員、河島委員、田中委員、野田委員、橋本委員、服部委員、水上委員、山田委員 計 9 名
（池田委員、小畑委員、原山委員、森崎委員は欠席）

◎ 視察後の意見交換

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
1	田中委員	保存と活用の現場を分かりやすく見学することができた。 私は土木工学の観点から、どちらかといえば活用寄りだが発言させていただく。 宇土櫓は文化財の価値を大切にしながらも活用を見据え、素屋根の網目をぎりぎりまで大きくし、外側からも見える工夫をされていた。頑張って復旧していることが風景として市民に伝わる手法に感銘を受けた。 ライトアップ（「熊本城灯りのイベント 夜火夜火（YOKAYOKA）」）については賛否両論あると思うが、いろいろやってみることが大事だと思った。そのうちいいライトアップの手法が出てくるのではないかなと思う。好みで言えば少し派手かなと思ったが。 石垣がきれいに見えるのが好きなので、そういう意味では雲海（特別公開「雲上の熊本城」）はすごく面白い。CG ならばあり得ると思うが、リアルに見られるのは面白いなと思った。		

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
2	山田委員	宇土櫓の現場見学は非常に勉強になった。 昭和2年（1927年）や昭和29年（1954年）など段階的に行われてきた修理の痕跡が合わさって、今回の平成28年熊本地震でも、もしかしたら昭和の筋交いが効いていたのではないかといった話を現場で聞くことができたのは非常に勉強になった。それらを市民に情報発信していただければ、宇土櫓が守られてきた歴史の発信になるのかなと思った。 一方で、夜の開園あるいはライトアップについては確かにきれいで、来園者の皆さんも喜んでいる姿を目の当たりにできたことは非常に良かったのだが、そもそもどういうコンセプトでライトアップをしているのか、雲海をつくっているのか。来園者を増やすための努力としては当然だろうし、そういう努力なのだろうが、熊本城の価値や歴史を伝えることにどのような効果・影響があるのか。私は歴史の勉強をしているので、どうつながっていくのかなと。夜のお城に行くこと自体はすごくいい体験になると思う一方で、ライトアップは今日的なものなので、文化財、歴史遺産としての熊本城をライトアップや雲海で装飾することがどうつながっているのか、少し小うるさいことを言っているが今回はまだ見えなかった。ライトアップする中で、解説のアナウンスが入ると逆に押し付けがましい感じがするかもしれないが、その工夫は今後考えてもいいのではないかなというのが本日の率直な感想。		

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
3	服部委員	宇土櫓の解体を見せていただくのは今回2回目だった。前回は5層が解体されたところだったが、今回は下まで外されており昭和時代の修理の痕跡が見えたので、先輩達がどのように宇土櫓を残そうとしていたのかが非常によく分かった。 宇土櫓を国宝にしようという運動があるとも聞いた。今回の解体修理でどのような知見が得られるのか期待している方も多いと思うので、新しい知見があれば発表していただきたい。 私は名古屋城（調査研究センター）に勤めていた。清州城の天守を名古屋城に移築したと書かれた古文書がある。清州城を名古屋城のどこに移築したのかは書かれていないため、そこから先は推測になるが、名古屋城の築城開始は慶長15年（1610年）で、御深井丸（おふけまる）という一番端は最後まで建物が建っておらず、最後の方に移している。清州城は名古屋城が完成するまで天守を壊すわけにはいかず残してあったはずなので、福島正則、松平、徳川が使っていた清州城の天守を最後にメモリアルとして移したのかなと思っている。宇土櫓は天守より後につくられており、いつなのかははっきり分からないそうだが、そういった点で共通する部分もあるのかなと思った。 雲海については、文化財保護法が改正されて「活用」が重視されるようになったが、今まで何をしているのかははっきり分らなかった。今回見せていただいて「活用」とはこういうことを言っているのかと思った。予算の出どころや法案の改正に伴う変化があれば教えてもらいたい。 雲海は非常に魅力的なもので、兵庫県の竹田城、三重県の赤木城、最近は大分県の岡城など自然の雲海を見に行っている方はとても多いらしい。今回は人工的に見せているものなので、恐らく賛否両論あると思う。ここに来る前に元の職場の方と話したのだが、文学関連の全国大会において、熊本城がよく見えるホテルを会場にして意見交換会をしたのだが、熊本城を見に来たのかライトアップを見に来たのかどっちなのだろうと。熊本でお迎えする側としては、熊本城の自然な姿を見せたかったという意見があったので御紹介しておく。		

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
4	小堀委員長	熊本城の本質的価値をどう伝えるかということが山田委員と服部委員からの御指摘だと思うので、その辺り引き続き検証していただければと思う。		
5	橋本委員	山田委員の意見に共感する。 新型コロナ禍以降、売り上げがなかなか回復していない飲食店がたくさんある。原材料費等も上がってしまい、飲食店も値上げに踏み切らなければならない状況で、客足がなかなか伸びない。ライトアップや雲海によってまちなかに人が流れ、まちのにぎわいに結びついてくれればいいのだが。 前回の委員会は時間が合わず欠席したのだが、前々回の委員会でお話したとおり、今日も入園券を購入するために並んでいる光景を目にした。もう少しスムーズに入園できなければ、並ぶだけでくたびれてしまう。行幸坂は歩行者が歩く幅は狭く、上りと下り 1 列ずつにならないといけないような状態。行幸坂は仕方がないとしても、入園券を購入するやりとりの時間が長すぎると思う。これからもっと入園者を増やそうと考えているのであれば、入園口でもたついてなかなか中に入れないのは、非常にマイナスだと思う。 前々回もお伝えしたが、もっとスムーズに入園できる策を考える必要があるのではないか。姫路城や他のお城ではもっと時間を要しているという話もあったが、時間を要していることに着目するのではなく、スムーズに入園できる方法を考えていただきたい。他の城郭で良い事例があれば参考にさせていただきたいと思う。		
6	小堀委員長	橋本委員の意見に共感する。特に南口の動線をもう少しどうにかできないものかと思う。 場所の制約があるのかもしれないが、1 列ではなく行列を分散できないものだろうか。繁忙期は臨時窓口を開設する、券売機を増やすといった対応があってもいいのかなという気がする。		

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
7	河島委員	宇土櫓については非常に面白く拝見した。相当解体が進んでおり、今の状態はお城が好きな方々にとって非常に興味があるのではないかなと思う。解体の過程は記録していると思うが、完成した後も宇土櫓の解体の過程を3Dなどで見せることができれば観光の一つの大きな目玉になると思う。上手にその辺りのことを考えてやっていただければ、変な展示よりも興味深く見る人が多いのではないかなと思う。 雲海等についてはこんなものかと思った。それを見に来ている人がそれなりにいるのだなというのが感想。		
8	水上委員	宇土櫓に関する質問に現地で答えていただき、本当に役得な体験をすることができた。 雲海については、平日の夜にもかかわらず人がとても多かったことに驚いた。結構若い方も多く、皆さんそれぞれ写真を撮っておられ、SNSに投稿している方も見受けられたので、集客に関してはとても役に立っているのではないかなと思った。 ただ、雲海がいい感じに上がってきている瞬間を撮影したいのだが、天守閣がピンクにライトアップされていて、なかなかベストタイミングの写真が撮れないという入園者の声も聞こえてきた。 雲海の青いライトアップは水面を表現しているという現地での説明を聞き、そこまでこだわっているのかと感心したのだが、雲海へのこだわりと異なり、ライトアップは統一感がなく、聞けばライトアップは所管部署が違うということだった。雲海が発生する時間は統一感を持たせる取組を考えてみてはいかがかと思った。		
9	小堀委員長	熊本城の重厚さをもっとイメージできるようなライトアップの手法もあるのではないかなと思う。		

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
10	小粥委員	日本の城郭史を研究している立場で言っていることかどうかわからないが、なぜ熊本城で雲海ができるのか。石垣が高く、雲海の下に復興天守があるという光景が描ける。それこそが熊本城の本質的な価値を表現しているのではないと思う。そういった点を説明として加えていただいたほうが、単に観光客に集まってほしい、人を集めたいだけでなく、もう一歩先に行けるのではないと思う。学術的な説明責任もあると思うので、その辺りも足していただけるとより効果的な活用になるのではないかと感じた。		
11	野田委員	とても私は楽しかった。恋人同士だったり、こども連れだったり、すごくいい記憶の一つになる風景であると思った。 歴史的な価値と現代の技術を組み合わせ、まちづくりの一つとして考えることは価値のあることだと感じた。 ライトアップは少し私も…。これは好み。お任せする。		

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
12	小堀委員長	宇土櫓だが、前回拝見したときは下層階にはまだ屋根があり、中が見えなかったのだが、今回は中の構造までよく見えた。昭和2年（1927年）の修理のときに筋交（すじか）いが使われ、平成28年熊本地震前に宇土櫓内へ入れた頃は鉄骨がむき出しになっている筋交いを目にし、もう少しやりようはなかったのかと思っていた。しかしあれがあったので、恐らく倒壊を免れた一つの要因だったのだろうと。また、解体して外してみるとあんなにたくさん入っているのだということが初めて分かって驚いた。骨組みだけになると、重機や電動工具がない時代によくこれだけのものを人力でつくったものだと、改めて感動させられる景色だった。いつまで公開できるのかは分からないが、少しでも多くの方に見ていただければと思う。 雲海についてはホテル椿山荘東京でも実施しており、聞けば雲海を作り出す装置は同じ業者ということらしいのだが、何人かの委員からお話があったように、若者をひきつけるための仕掛けとしてはとてもいいと思う。特にナイトツーリズムは宿泊してもらうためには非常にいいやり方。11月から12月にかけて水前寺成趣園でも夜間開園を行うというイベントが計画されているようだ。このようなきっかけで若い方や家族連れの方に熊本城へ足を運んでいただき、その方たちをいかにリピーターにするか、今度は昼に来てみようよといった興味を持っていただける仕掛けづくりや発信が大事なのかなという気がしている。 雲海の演出については、下から湧き上がってくる演出が多かったようだが、例えば二様の石垣の上から降りてくる演出があっても面白いのではないかと思った。		

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
13	服部委員	雲海の予算について教えていただきたい。	熊本城総合事務所では観覧料を基に予算立てをしている。 今のところ平成 28 年熊本地震前の 3 か年平均 166 万人までは、1 年間の入園者数が届いていない状況のため、現在はまだ赤字の状況。赤字解消のためにいろいろな策を設け努力しているところ。 雲海に要する費用は約 700 万円になる。今回初めてということもあり、金額的には少し安く抑えることができている。来年再来年については、御意見をいただいた内容を含め検討させていただき、できれば継続し、リピーターが増えるようなシステムづくりを検討していきたいと思う。	

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
14	山田委員	本日視察した雲海は午後6時開始だったが、演出時間は10分か。	8分。前もって委員会で内容の説明を行ったうえで、実際に見ていただいたほうが良かったかとも思うが、雲海について御説明させていただく。 雲海は夜間だけではなく、昼間も演出している。朝は午前9時開園のため、特別見学通路を通過して二様の石垣付近まで移動していただく時間を考慮し、最初だけ午前9時10分演出開始としている。昼間の演出時間は5分としており、音や光がないミストだけの演出にしている。以降は午前10時、10時30分、11時、11時30分と30分間隔で実施している。午後6時からの演出時間は8分としており、音と光の演出が加わる。午後8時30分の回が一日の最後の回となる。「秋のくまもとお城まつり」の期間中は毎日実施しており、11月4日が最終日となる。 ミストのノズルは1,280個設置しており、そこから噴射している。水の都熊本ならではの演出として、使用する水の一部は飯田丸の井戸水を使用している。	
15	小堀委員長	装置の設置と期間中のランニングコスト全部込みで約700万円。これはイニシャルのディスカウントが入っていると思うので、来年以降継続されるとしたらもう少し高くなるかと思う。費用対効果、それに見合うだけの経済波及効果、入園者の増加など、なかなか精緻に検証するのは難しいかもしれないが、ある程度数字として把握していただき、効果を示していただければと思う。		

【事務連絡】「こども向けパンフレットの公開について」

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考																				
16	小堀委員長	資料3で説明があったこども向けのホームページはいい取組だと思う。閲覧数を把握して、検証していただきたいと思う。	始まったばかりでまだ数字はないが、そういった点も確認しながら、ニーズにこたえてやっていきたいと思う。	こども向けパンフレットは、令和6年（2024年）9月に熊本城調査研究センターのホームページで公開を開始し、同年10月には熊本市内の小中学生が所持するタブレット端末に同ページへのリンク等を掲載した。 令和6年（2024年）9～12月のホームページアクセス数は次表のとおり。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">アクセス数</th></tr><tr><th>こども向けパンフレット</th><th>（参考）熊本城調査研究センターホームページ</th></tr><tr><td>R6.8月</td><td>－</td><td>526</td></tr><tr><td>R6.9月</td><td>241</td><td>392</td></tr><tr><td>R6.10月</td><td>6,995</td><td>514</td></tr><tr><td>R6.11月</td><td>2,973</td><td>580</td></tr><tr><td>R6.12月</td><td>1,992</td><td>539</td></tr></table> 9月のアクセス数は少なかったが、10月には爆発的に増えており、タブレット端末への掲載は非常に効果的であった。 しかしながら、11、12月のアクセス数は逡減しており、こどもたちの興味は薄れていると思われる。今後の対策として、新たな内容の定期的な追加を検討している。		アクセス数		こども向けパンフレット	（参考）熊本城調査研究センターホームページ	R6.8月	－	526	R6.9月	241	392	R6.10月	6,995	514	R6.11月	2,973	580	R6.12月	1,992	539
	アクセス数																							
	こども向けパンフレット	（参考）熊本城調査研究センターホームページ																						
R6.8月	－	526																						
R6.9月	241	392																						
R6.10月	6,995	514																						
R6.11月	2,973	580																						
R6.12月	1,992	539																						

【その他】

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
17	河島委員	前回からお話ししているように、ここが日本最後の内戦の場所。しかしながら観光の方々はそれをあまり御存知ではない。地元でも今はもう知る人が少ない。 先般神風連資料館が閉館となり、主な史料は熊本博物館に引き継がれたということを聞いた。この神風連の乱において、最初に決起して集まったのは藤崎宮で、今の藤崎台のところ。そういう関係もあって神風連の乱もお城に関係がある。熊本博物館に史料は引き継がれたので、それを上手に使っていただきたい。博物館に入れっ放しだと本当にもったいない。その辺りのことも考慮して、西南の役と神風連の乱などを観光客にもう少し知らせていただきたいと常々思っている。史料が引き継がれたのはいい機会だと思う。御検討いただきたい。	検討したいと思う。 西南戦争と神風連についてはもうすぐ150周年を迎えるので、検証・公開していく気運が高まっている段階だと思う。熊本城でもそういった取組は、当然試みていくことだと考えている。タイミングを計りたいと思うので、しばらくお待ちいただきたい。	

議事（１）熊本城の活用について（報告）

熊本城におけるユニークベニユー 実証実験の実施報告

1 ユニークベニュー実証実験について

概要

■実施目的

熊本城天守閣前広場等でのユニークベニュー実証実験を通じて、令和7年度からの事業実施における運用上の課題を把握するとともに、ユニークベニューの周知・プロモーションを実施する。

■実施日時

令和6年（2024年）11月22日（金）17:30～20:00

■実施場所

熊本城 天守閣内、天守閣前広場及び平左衛門丸

■実施主体

（一財）熊本国際観光コンベンション協会

■実施内容

- ①大天守最上階でのウェルカムドリンク
- ②天守閣前広場でのレセプション
 - ・熊本城おもてなし武将隊・八十姫による熊本城の歴史解説
 - ・二天一流演舞
 - ・チェロ・バイオリン・ピアノ演奏
 - ・料理、飲料の提供

■参加者

熊本市長、行政（国、県、市）、学識者、MICE関係者、観光関連事業者、経済団体、等 31人



2 実証実験の効果

■参加者からの意見（熊本城のユニークベニュー活用の意義に関すること）

- ・「今回の試みは熊本の新しい魅力創出につながると思う」
- ・「圧倒的な熊本城の眺めを楽しみながら特別な食事をできることは、観光ニーズが多様化する中で、熊本の魅力を高めるコンテンツになると改めて感じました」
- ・「（熊本城おもてなし武将隊の）八十姫による熊本城の解説は大変良かった」
- ・「夜間の熊本城が体験できたこと。学習・食・芸能・景観が一気に体験できたこと（が良かった）」
- ・「学会などの特別なレセプションに活用できる」

※熊本城のユニークベニュー活用に関して否定的な意見はなく、改善点としては気候や照明に関する意見があった。

■文化財への影響

- ・文化財をき損するような行為はなく、景観への影響もなかった。

■事業実施における運用上の課題の確認

- ・要綱案の策定後初となるユニークベニューの実証実験であったことから、保安全管理上及び運営管理上の課題を確認した。  次ページ：3 実証実験において確認した課題及び要綱等への反映

【実証実験の効果】

熊本城をユニークベニューとして活用する意義や、天守閣前広場等の活用の有効性について、コンベンション・旅行関係者等に周知する機会となった。
また、新設する要綱の記載内容について不足がないか確認し、フィードバックができた。

3 実証実験において確認した課題及び要綱等への反映

保安全管理上の課題

- ①事前に申告のない車両の進入があった
⇒【使用条件】入込車両の車種及び番号について、催事の前日までにリストの提出を求める規定を追加
- ②事前に申告のない視察参加者の進入があった
⇒【使用条件】当日参加するゲストをはじめ、運営に従事するスタッフ等の入園者全員について、催事の前日までにリストの提出を求める規定を追加
- ③ゲストの動線上に配置した配線を覆うシートで滑る危険性があった
⇒【使用条件】配線を覆うシートを滑りにくい素材とするよう規定を追加
- ④設営時に立入規制区域においてヘルメットを着用していないスタッフがいた
⇒【使用条件】立入規制区域においてはヘルメット着用を厳守する旨の規定を追加
⇒【使用条件】各区域に管理スタッフを配置する旨の規定を追加
- ⑤事前に申告していない場所のトイレを使用していた
⇒【使用条件】使用するトイレについては事前に申請するよう規定を追加

運営管理上の課題

- ①終了後の撤収に想定以上の時間がかかった
⇒【要綱】共用時間内に原状回復を行う旨の記載を削除
⇒【使用条件】当日中に原状回復するよう規定を追加
- ②開園時間に間に合わせるため、夜間使用の場合の原状回復の確認は当日中に完了する必要がある
⇒【使用条件】原状回復の確認を翌日朝ではなく当日中に行うよう記載を修正
- ③審査会議において設置物等の詳細を確認する必要がある
⇒【使用条件】仮申請時までに、設置物の概要、音響・照明の詳細、養生の内容、搬入出動線及び搬入出時間帯について提出するよう記載を修正
- ④電源の容量が不足したためヒーターの温度が上がらなかった
⇒【使用条件】電源配置図を事前に提供し、電力が不足する場合は主催者により電源車等を手配するよう規定を追加

4 今後のスケジュール

許可基準要綱等の制定・取扱要領の改正

- ・令和7年3月末までに制定・改正。4月1日付で施行

【制定】

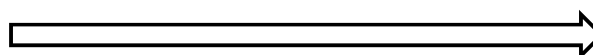
- ①熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱
- ②熊本城公園催事使用条件
- ③熊本城催事審査会議設置要綱
- ④熊本城公園における催事開催に係る使用料の減免に関する要綱



資料2-2

【改正】

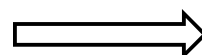
- ①熊本城の管理に関する取扱要領



資料2-3

都市公園条例改正による使用料の決定

- ・市議会令和7年第1回定例会に都市公園条例改正案を上程
- ・令和7年4月1日付で施行予定



資料2-4

熊本城のユニークメニュー等活用制度の周知・広報

- ・制度周知のためのパンフレットを作成し、関係団体に広報を実施予定
- ・城内の電源・消火設備等の配置図や、写真を用いた注意点、手続きの流れを分かりやすく示した資料を作成し、4月1日から市ホームページ上に公開予定

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱（案）

制定 令和 年 月 日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本城公園における熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し（以下「催事」という。）の許可に関し、必要な事項を定めることにより、特別史跡熊本城跡の活用及び文化観光を推進し、熊本城の魅力の発信や来城者の増加を図ることを目的とする。

（許可基準）

第2条 開催を許可する催事は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 特別史跡熊本城跡の本質的価値である遺構や建造物等の文化財をき損するおそれのないこと。
- (2) 参加者に対して特別史跡熊本城跡の本質的価値や保存の重要性を伝える機会を設けること。
- (3) 熊本城の価値や魅力を広く周知させるものであること。
- (4) 熊本城の価値や魅力を向上させるものであること。
- (5) 熊本城で行うことで、その催事の価値が高められるものであること。
- (6) 開催後に熊本城の景観を変えるおそれのないこと。
- (7) 熊本城の復旧事業の妨げになるおそれのないこと。

（遵守すべき事項）

第3条 許可に当たっては、次の各号に定める条件を付するものとする。

- (1) 熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本市都市公園行為許可基準要綱及びその他関係法令等を遵守すること。
- (2) 「特別史跡熊本城跡保存活用計画」の記載事項を遵守すること。
- (3) 別に定める「熊本城公園催事使用条件」を遵守すること。

（開催を許可する区域）

第4条 熊本城公園のうち、催事の開催を許可する区域は次の各号に掲げる場所であって、別図1から別図6までに示す範囲とする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 天守閣内
- (2) 天守閣前広場
- (3) 平左衛門丸
- (4) 特別見学通路
- (5) 二の丸芝生広場

（供用日及び供用時間）

第5条 使用に供する日及び時間は、別表に定める。ただし、市長がその使用を適当と認めた場合は、供用日以外の日及び供用時間外においても使用できるものとする。

2 前項に規定する供用時間には、原則として、準備に要する時間を含むものとする。

(有料区域における制限)

第6条 第4条第1号から第4号までに掲げる場所の使用については、不特定多数の者が参加することのない催事であって、次の各号いずれかに該当するものに限り許可できるものとする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するものについてはこの限りでない。

- (1) 企業、学術団体、経済団体等が実施するレセプション
- (2) 記念式典、会議、新製品発表会又は展示会
- (3) 参加者を限定した見学会等であって、本市における文化観光の振興に資すると認められるものの

(審査体制)

第7条 催事の審査にあたっては、「熊本城催事審査会議」(以下「審査会議」という。)を設置し、開催許可に関する審査及び付与する条件等に関する審議を行うものとする。審査会議の設置に必要な事項は、別に定める。

(事前相談)

第8条 催事を開催しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用する場所、日時、企画内容、目的、参加対象、参加人数、設置物、運営体制等が分かる資料を書面にて熊本城総合事務所総務管理課に提出し、事前相談を行うものとする。

2 前項に規定する事前相談は、使用日(使用しようとする日が引き続き2日以上あるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の12か月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

(仮申請)

第9条 使用者は、前条の事前相談を行ったうえで、催事開催(変更)仮申請書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)及び収支計画書(様式は任意)を作成し、市長に提出するものとする。市長は、使用者に対して修正又は追加資料の提出を求めることができる。

2 前項の催事開催(変更)仮申請書、誓約書及び収支計画書の提出期限は、使用日の4か月前までとする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

3 市長は、第1項の規定による仮申請を受け付けたときは、審査会議に付議する。

4 審査会議は、前項の規定により付議された議題について、「熊本城催事審査会議設置要綱」に基づき、当該仮申請の承認の可否を審議する。

5 市長は、審査会議で審議された結果に基づき、仮申請の承認の可否を書面にて使用者に通知する。市長は、承認に際して、第3条に定めるもののほか必要な条件を付することができる。

6 使用者は、前項の規定により承認を受けた仮申請の内容を変更しようとするときは、催事開催(変更)仮申請書を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

7 使用者は、第5項の規定により承認を受けた仮申請を取り消そうとするときは、速やかに催事開催仮申請取消届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(本申請)

第10条 前条第5項の規定により承認を受けた使用者は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期日までに市長に提出するものとする。市長は、使用者に対して修正又は追加資料の提出を求めることができる。

(1) 次に掲げる書類 原則として、使用日の2か月前まで

ア 催事開催(変更)申請書(様式第4号)

イ 事業計画書(設営物配置(平面・立面)、音響・照明配置、安全対策等の内容が分かるもの)

ウ き損防止計画書(設営時及び撤収時を含むき損等の事故防止のための計画書)

エ 開催責任者一覧(使用者の代表責任者、現場運営事業者、設営事業者、警備事業者等の各責任者名及び連絡先)

(2) 次に掲げる書類 原則として、使用日の2週間前まで

ア スタッフ配置、警備配置、案内サイン配置等の計画図

イ 運営マニュアル・スケジュール

ウ 搬入搬出時の車両動線、車両駐車位置図

エ 参加者及び関係者動線図

オ 消防署、保健所等に提出した各種届の写し

カ 緊急時の連絡体制図

2 使用者は、前項に規定する提出期限までに書類を提出できないときは、その理由及び提出できる期日について市長に報告し、提出期限の延長について承認を受けるものとする。

3 使用者は、第1項の規定により申請した内容を変更しようとするときは、催事開催(変更)申請書を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

4 使用者は、第1項の規定により申請した内容を取り消そうとするときは、速やかに催事開催申請取消届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

5 使用者は、催事の開催後速やかに事業実施報告書(様式第6号)を提出するものとする。また、任意の様式で収支報告書を提出するものとする。

(公園内行為許可)

第11条 第9条第5項の規定により承認を受けた使用者は、市長に公園内行為許可申請書(熊本市都市公園条例第2条第2項に規定する申請書をいう。)を、使用日の2か月前までに提出するものとする。

2 市長は、前条第1項第1号に掲げる書類を精査し、内容が適当であると認めた場合は、熊本市都市公園条例第2条の規定による許可(以下「行為許可」という。)をする。この場合において、市長は当該行為許可に必要な条件を付することができる。

3 市長は、行為許可をしたときは、使用者に公園内行為許可書を交付するものとする。

(使用料)

第12条 使用者は、熊本市都市公園条例第10条の規定により使用料を支払わなければならない。

2 使用料の減免に関する基準は、別に定める。

3 使用料の徴収については、熊本市都市公園条例第19条の定めるところによる。

4 使用料の還付については、熊本市都市公園条例第20条及び熊本市都市公園既納使用料還付基準の定めるところによる。

(行為許可の取消等)

第13条 市長は、申請に基づく行為許可ののち、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは熊本城公園からの退去を命ずることができる。この場合において、許可の取消し等により許可を受けた者が損害を受けても、熊本市はその責めを負わない。

(1) 第3条及び第9条第5項の条件に違反したとき。

(2) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたと認められたとき。

(3) 使用者が使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸したと認められたとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。

(5) 特定の政党の利害に関する使用、公私の選挙に関する使用又は宗教的活動に関する使用と認められたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、行為許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(使用者の賠償責任)

第14条 使用者は、土地又は建造物等をき損した場合、き損(滅失)届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 使用者は、自らの故意又は過失により、土地又は建造物等に修復が必要な損害を与えた場合、当該き損箇所の修復にかかる費用を賠償するものとする。

3 土地又は建造物等をき損した使用者は、当該修復にかかる期間に別の者が予定していた使用に対する損害に対し、その責を負わなければならない。

4 催事に係る事故により生じた損害の補償は、使用者が全て行うものとする。ただし、当該損害のうち、本市の責に帰すべき事由により生じたものについては、本市がこれを負担するものとする。

5 使用者は、必要に応じて損害賠償保険、傷害保険等に参加するものとする。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに土地及び建造物等を原状に回復するものとする。第13条の規定により行為許可を取り消されたとき又は使用の停止を命ぜられたときも同様とする。

(秘密の保持)

第16条 使用者は、熊本城公園の使用にあたり業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないものとする。使用が終了した後も同様とする。

(要綱の変更)

第17条 この要綱は、熊本城の復旧状況等の実情に即したものにするため、広く関係者の意見を聴き、必要に応じ見直しを行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

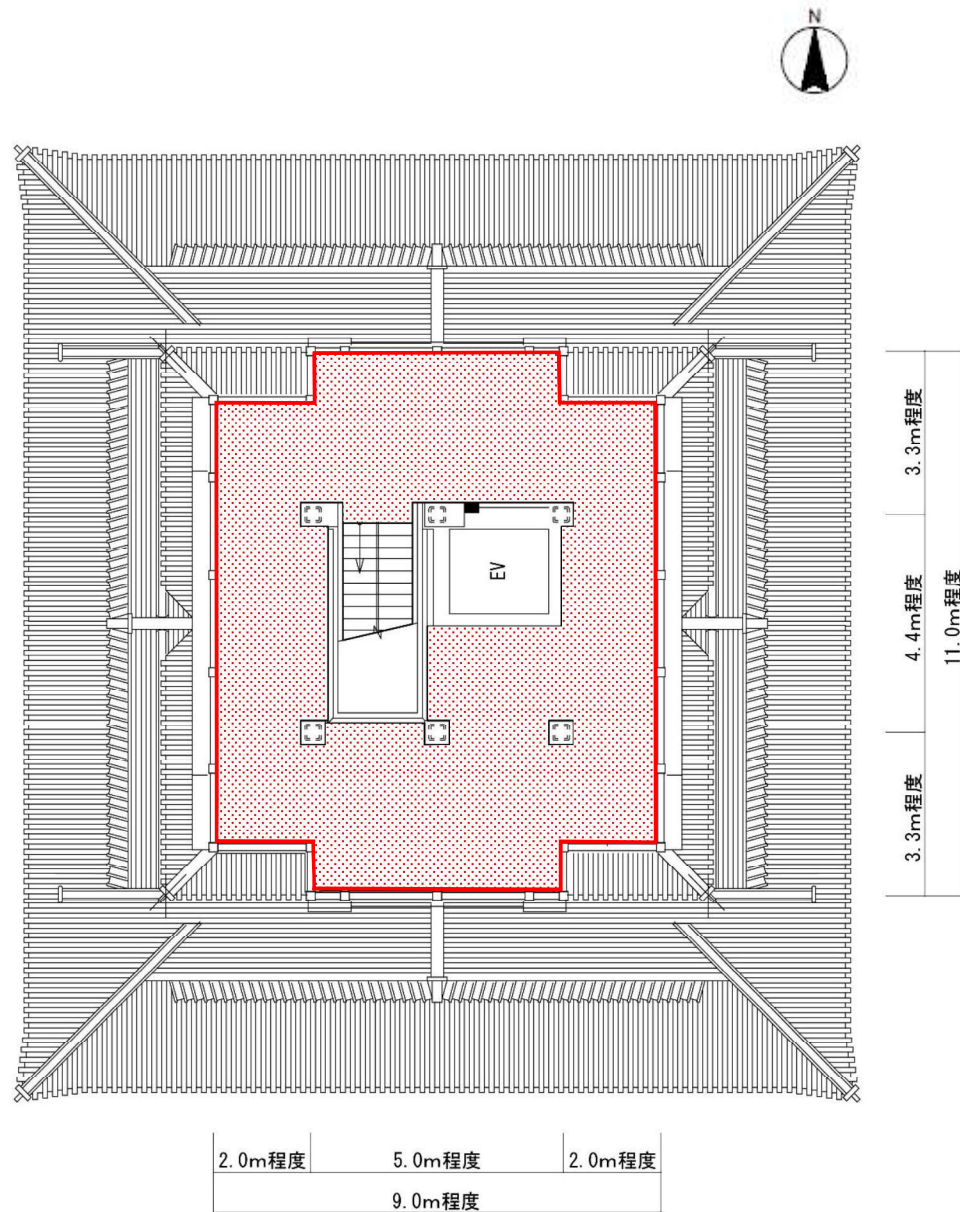
附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

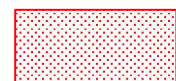
別表（第5条関係）

区域	供用日	供用時間	連続使用期間の限度
天守閣内	熊本市都市公園条例施行規則に定める熊本城公園の供用日のうち熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業による使用期間を除く日	6:00～8:30 及び 17:30～21:00	熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業を除き、連続して使用できる期間は3日（準備・撤収が必要な場合にあつては5日）までとする
天守閣前広場			
平左衛門丸			
特別見学通路			
二の丸芝生広場	熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業による使用期間を除く日	8:00～21:00	

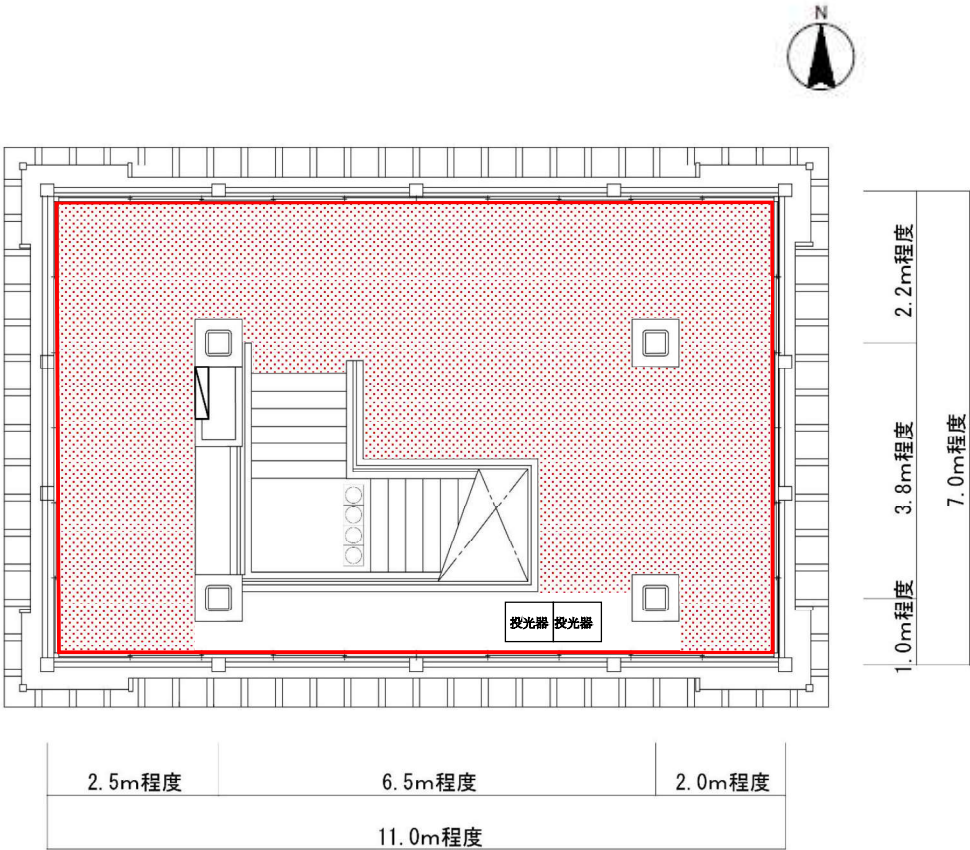
別図 1
天守閣内（大天守最上階）



使用可能範囲



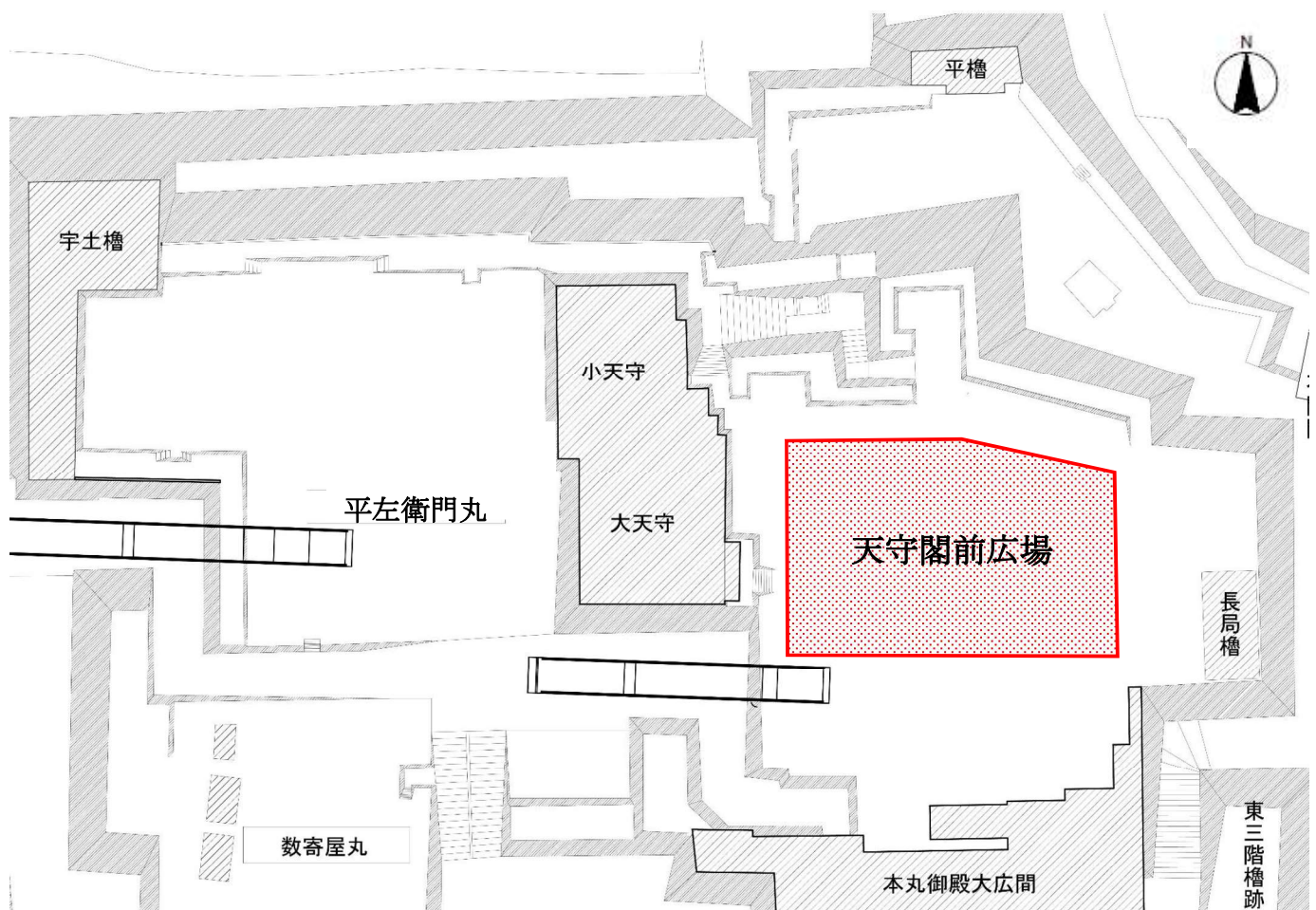
別図 2
天守閣内（小天守最上階）



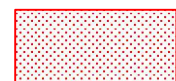
使用可能範囲



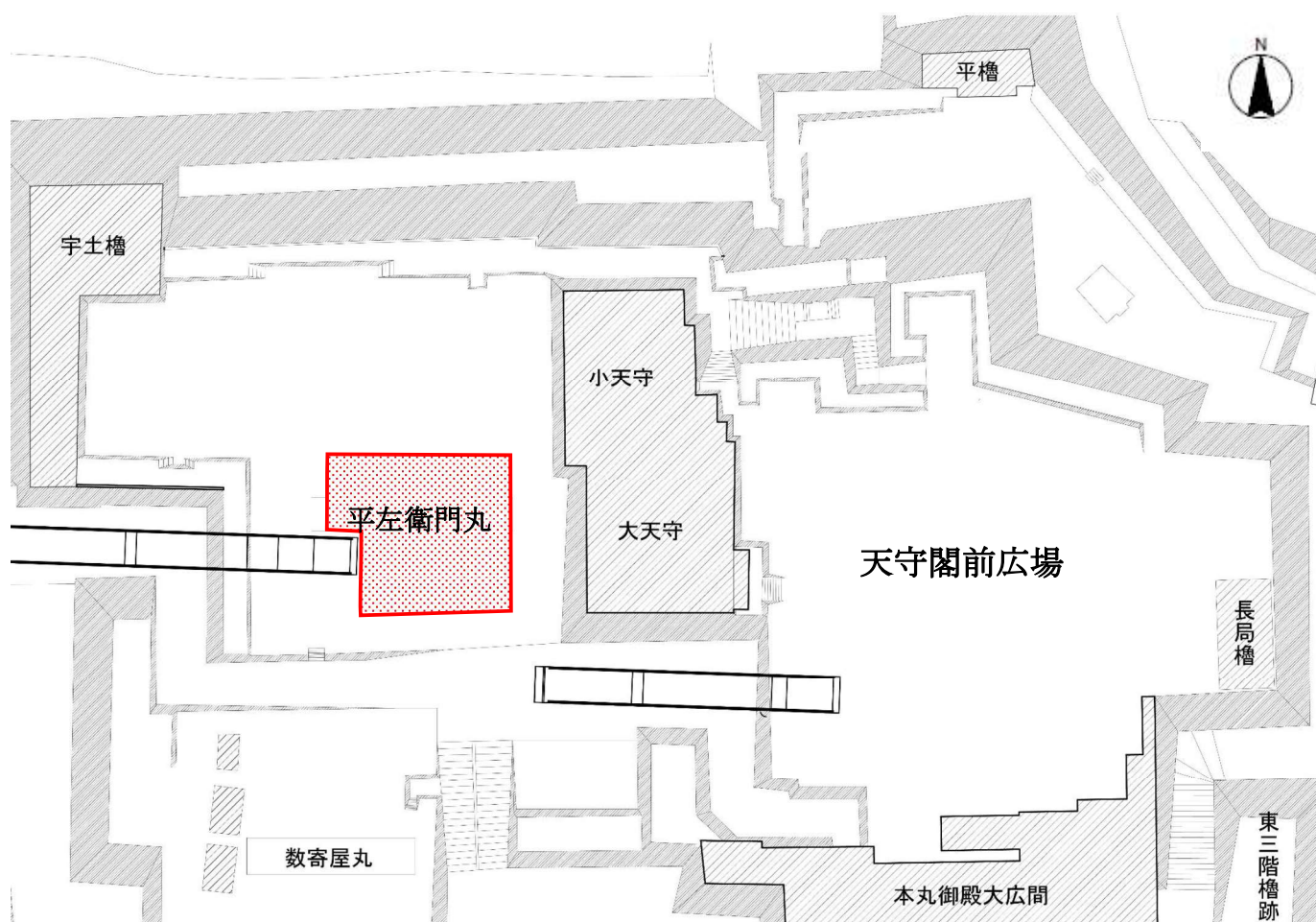
別図 3
天守閣前広場



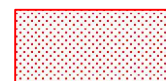
使用可能範囲



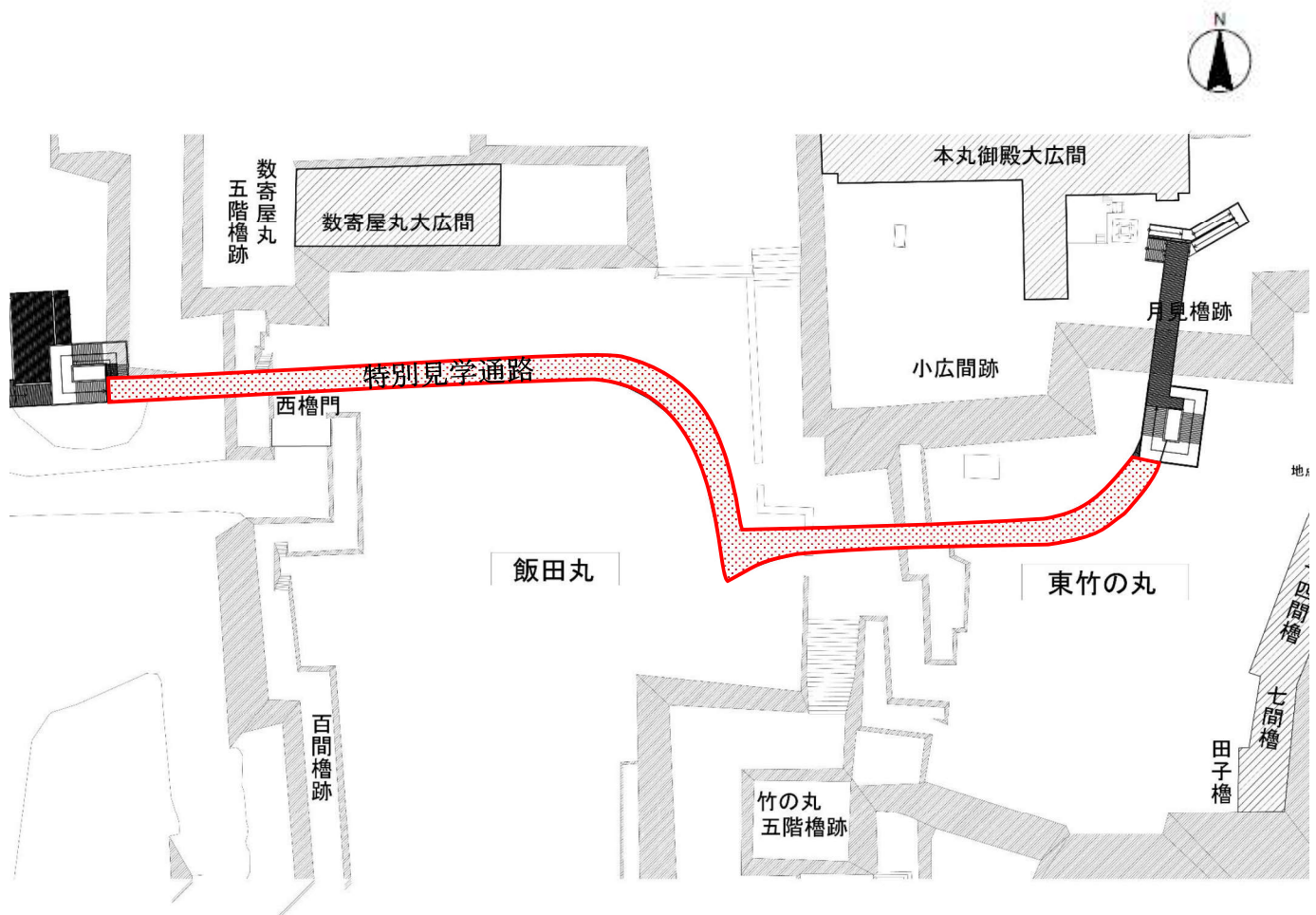
別図 4
平左衛門丸



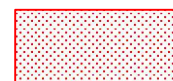
使用可能範囲



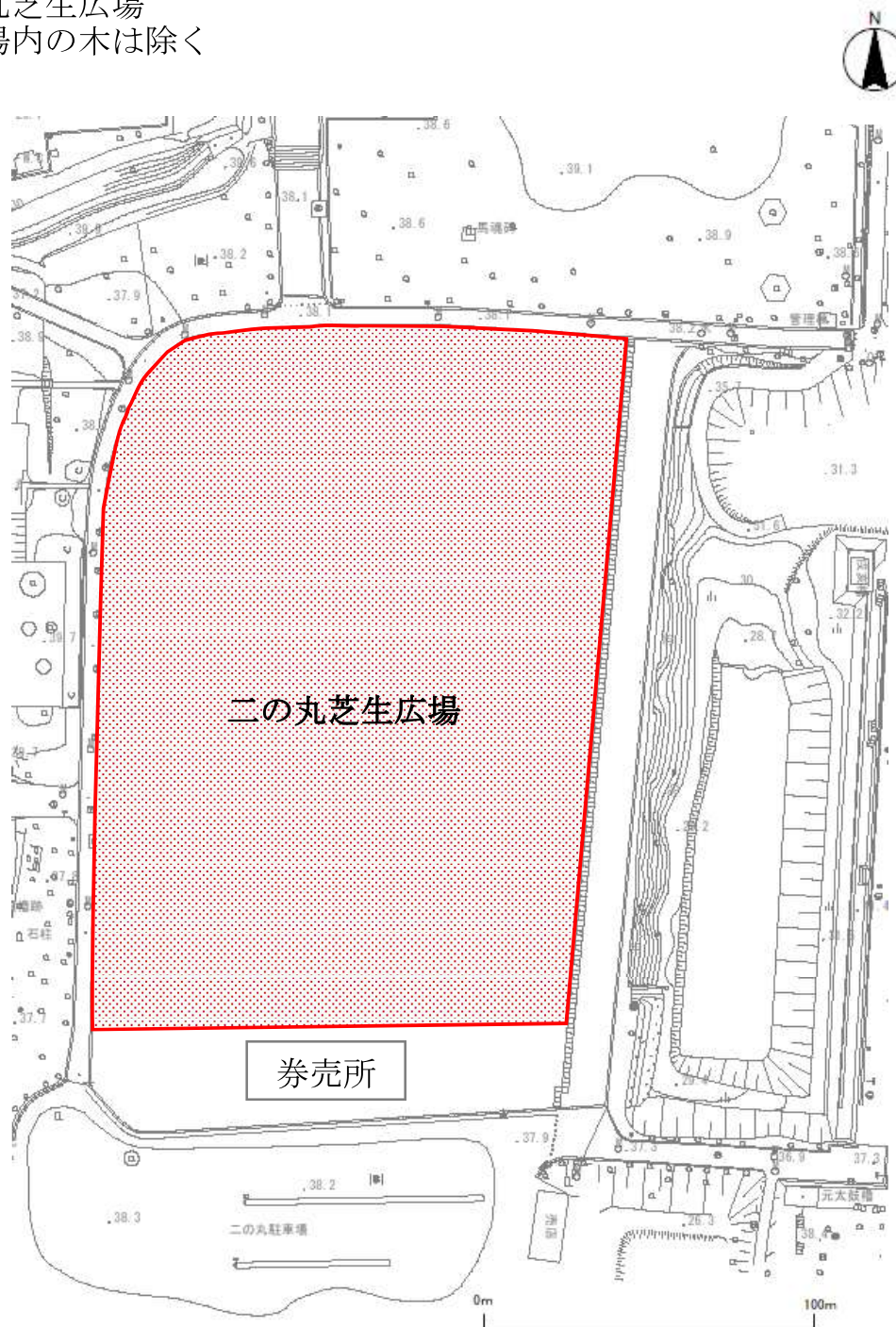
別図 5
特別見学通路



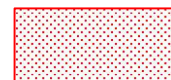
使用可能範囲



別図 6
二の丸芝生広場
※広場内の木は除く



使用可能範圍



※うち、面積の半分を使用の
上限とする

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催（変更）仮申請書

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第 9 条第 1 項及び同条第 6 項の規定により、熊本城公園における催事の開催について仮申請（仮申請内容の変更）を行います。

		受付番号 第 号	
申請内容		仮申請 ・ 仮申請内容の変更	
使用者	団体名		
	住所 (所在地)	(TEL.)	
	代表者		
	担当者		
催事名			
開催目的			
内容			
使用区域		☐ 天守閣内（ ☐ 大天守 ☐ 小天守） ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場	
日時	準備日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
参加者	対象者		
	人数	人	
添付書類		☐ 誓約書 ☐ 収支計画書 ☐ その他（ ）	

※太枠内は記入しないでください。

様式第 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

誓約書

熊本市長 様

使用者名

所在地又は住所

代表者役職・氏名

私は、熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第 9 条第 1 項の規定による仮申請及び同要綱第 10 条の規定による本申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、催事の開催許可を取り消されることとなっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 1 熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱及びその他関係法令等を遵守するとともに、参加者及び関係業者にも周知徹底を図ります。
- 2 熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- 3 市税及び法人税の滞納、その他法令違反はありません。
- 4 政治活動及び宗教活動を目的とした使用をしません。
- 5 使用許可の取消、使用中止、使用条件の変更等に伴う損害賠償金等は請求しません。
- 6 トラブルが発生した場合には、誠意をもって協議し解決します。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催仮申請取消届

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第9条第7項の規定により、熊本城公園における催事の開催についての仮申請を取消します。

		受付番号 第 号								
使用者	団体名									
	住所 (所在地)	(TEL.)								
	代表者									
	担当者									
催事名										
使用区域		☐ 天守閣内 (☐ 大天守 ☐ 小天守) ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場								
日時	準備日	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	開催日	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	撤収日	年	月	日	時	～	年	月	日	時
取消理由										

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催（変更）申請書

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第10条第1項及び同条第3項の規定により、熊本城公園における催事の開催について申請（申請内容の変更）を行います。

		受付番号 第 号
申請内容		申請 ・ 申請内容の変更
使用者	団体名	
	住所 (所在地)	(TEL.)
	代表者	
	担当者	
催事名		
開催目的		
内容		
使用区域		☐ 天守閣内（ ☐ 大天守 ☐ 小天守） ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場
日時	準備日	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時
参加者	対象者	
	人数	人
添付書類		☐ 事業計画書 ☐ き損防止計画書 ☐ 開催責任者一覧 ☐ その他（ ）

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

熊本市長 様

催事開催申請取消届

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第10条第4項の規定により、熊本城公園における催事の開催についての申請を取消します。

		受付番号 第 号								
使用者	団体名									
	住所 (所在地)	(TEL.)								
	代表者									
	担当者									
催事名										
使用区域		☐ 天守閣内 (☐ 大天守 ☐ 小天守) ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場								
日時	準備日	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	開催日	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	撤収日	年	月	日	時	～	年	月	日	時
取消理由										

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

熊本市長 様

事業実施報告書

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第 10 条第 5 項の規定により、熊本城公園における催事の開催について事業実施報告書を提出します。

		受付番号 第 号	
催事名			
使用者 (団体名)			
使用区域		☐ 天守閣内（ ☐ 大天守 ☐ 小天守） ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場	
日時	準備日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
	開催日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
	撤収日	年 月 日 時 ～	年 月 日 時
参加者	対象者		
	人数	人	
実施内容			
添付書類		☐ 収支報告書 ☐ その他（ ）	

※その他、必要があれば別紙（様式自由）を添付してください。

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

熊本市長 様

き損（滅失）届

熊本城域内の土地又は建造物等をき損（滅失）したため、熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第14条第1項の規定により、き損（滅失）届を提出します。

		受付番号 第 号
使用者	団体名	
	住所 (所在地)	(TEL.)
	代表者	
	担当者	
催事名		
使用区域		☐ 天守閣内 (☐ 大天守 ☐ 小天守) ☐ 天守閣前広場 ☐ 平左衛門丸 ☐ 特別見学通路 ☐ 二の丸芝生広場
き損（滅失）日時		
き損（滅失）対象		
き損（滅失）内容及び程度		
処理状況		
備考		

熊本城公園催事使用条件（案）

制定 令和 年 月 日市長決裁

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する許可基準及び第3条に規定する遵守すべき事項に加え、熊本城公園における催事開催において、使用条件を次のとおり定める。

1 全エリア共通事項

全エリア共通の使用条件は次のとおりとする。

（1）基本条件

- ・熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本市都市公園行為許可基準要綱、熊本城の管理に関する取扱要領その他関係法令等を理解し、必要な手続きを行うこと。
- ・手続きに関する協議等は、熊本城総合事務所総務管理課（以下「事務所」という。）と行い、事務所の指示に従うこと。
- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある使用をしないこと。
- ・熊本城の文化財をき損し、又は滅失するおそれのある使用をしないこと。
- ・特定の政党の利害に関する使用、公私の選挙に関する使用又は宗教的活動に関する使用をしないこと。
- ・集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になる使用をしないこと。
- ・公園利用者や周辺施設への配慮を欠いた使用をしないこと。
- ・その他熊本城公園の管理運営上支障があると認められる使用をしないこと。
- ・使用者は、催事開催後の効果検証のため、熊本市が求める調査に協力すること。

（2）個別遵守事項

使用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。

【相談～申請時】

- ・企画、運営、演出については、仮申請前までに事務所と入念な打合せを行うこと。
- ・現場での事前打合せについては事務所と日時を調整し、原則として1区域あたり1回限りとする。
- ・設置物の概要、音響・照明の詳細、養生の内容、搬入出動線及び搬入出時間帯については仮申請前までに、設置物の配置詳細（平面・立面）及び車両駐車位置・台数については本申請前までに事務所と協議するとともに、必要に応じて図面を提出し、承認を受けること。また、事務所から指導があった場合は、その指示に従うこと。

- ・電気機器を使用する場合は機器に必要な電圧・電流を考慮し、事務所提供する電源配置図を参考に配線を計画すること。使用する電力が使用区域内の電源の容量を超えると見込まれる場合は、使用者が発電機や電源車等を手配すること。
- ・火気の使用については、「熊本城における火気使用の取り扱い内規」に準じることとし、事務所の許可を得た内容・場所に限ること。
- ・杭等の打設は原則として認められないが、安全管理上やむを得ず必要な場合は、設置数や長さ、太さ等を精査したうえで事前相談時から事務所と協議すること。
- ・写真・動画撮影を商業目的で行う場合、事前に用途や撮影方法等が分かる書類を事務所に提出すること。特に、無人航空機（ドローン等）の使用を予定している場合は、仮申請前までに事務所に相談し、許可を得ること。
- ・公園内行為許可を受ける前に熊本城公園を会場として使用することを公表、又は参加者に通知する場合は、事前に事務所からその内容についての承諾を得ること。
- ・災害発生時の避難経路を考慮した計画を立てること。また、必要に応じて保健所及び所管の消防署（本丸は中央消防署、二の丸は西消防署）、警察署等の関係機関に必要な届出書を提出し、その写しを事務所にも提出すること。
- ・必要に応じて公園内の施設及び周辺施設等に説明を行うこと。

【会場設営・使用・撤収時】

- ・設営及び撤去の作業前及び催事本番前には、必ずスタッフ全員に本使用条件の内容について周知徹底を図ること。
- ・スタッフ全員に必ず腕章又はスタッフウェア等を着用させ、参加者、事務所職員及び一般の公園利用者と区別できるようにすること。
- ・入込車両の車種及び番号について、催事の平日までにリストを提出すること。原則として当日の追加及び変更は認めない。
- ・設営のために立入規制区域に入る場合は、あらかじめその範囲について事務所の承認を受けることとし、必ずヘルメットを着用すること。
- ・熊本城の建造物や遺構等をき損することのないよう、養生を行うこと。
- ・建造物と設置物との間に、設置物の高さ以上の間隔を設けること。
- ・樹木と設置物の距離が近い場合は、樹木を養生するなどのき損防止策を徹底すること。
- ・強風等により設置物が転倒しないように、ウェイト等による固定を徹底すること。陣幕等の風を受けやすい設置物の場合は、とくに注意すること。
- ・電気器具及びコード類は設置前に点検を行い、損傷がないことを確認し使用すること。
- ・参加者の動線上にコード類を配置する場合は、転倒防止のため、すべり止め付のマット等で被うこと。
- ・発電機を使用する場合は事前に事務所に申請し、承認を受けるとともに、安全管理を徹底すること。

- ・屋外での発電機等の使用時及び配線時には、雨天時の浸水等を考慮した漏電対策を行うこと。
- ・音響及び照明を使用する場合は、リハーサル時に音量を測定するなど、周辺への悪影響がないか確認を行うこと。
- ・現場管理責任者を選定し、会場設営から撤収までの期間は、現場管理責任者を含むスタッフを常駐させること。ただし、2日間以上にわたる催事の1日目終了以降の参加者のいない時間帯で、設置物の保安対策を講じた場合又は夜間警備を置いた場合についてはこの限りでない。
- ・複数の区域を使用する場合は、会場設営時及び撤収時に各区域に管理スタッフを置き、設営スタッフの安全管理を行うこと。
- ・酒類を提供する場合は、参加者の使用許可範囲外への立入防止や公園の保全のためのスタッフを配置すること。
- ・事故（火災を含む）の発生がないように、あらゆる措置を講じること。
- ・消火栓及び消火器等の設備の位置を事務所に確認し、付近に設置物を置かないようにするなど、万全の防火対策を行うこと。また、万が一の火災に備え、通報体制を構築しておくこと。
- ・万が一事故が発生した場合は、速やかに事務所職員へ連絡し、対応について指示を仰ぐこと。
- ・夜間の使用に際しては、参加者の転倒防止のため十分な明るさの照明を設置すること。
- ・使用するトイレの箇所については事務所と協議のうえ決定し、撤収時には汚損や残置物等がないか確認すること。設備の損壊等があった場合は速やかに事務所に連絡すること。
- ・園内のトイレには限りがあるため、想定される参加人数から判断して不足がある場合は、仮設トイレを設置すること。
- ・使用後は使用範囲全域にわたり清掃を行い、原状回復すること。特に飲食物を提供する場合は注意すること。
- ・催事により発生したゴミ等は使用後速やかに処分すること。
- ・使用直後に立会検査を行うため、現場管理責任者が出席すること。指摘箇所については速やかに原状回復すること。

（３）禁止行為

次に掲げる行為は禁止する。

- ・許可された範囲以外への無断立入
- ・地面の掘削、転圧、客土等の地盤改変
- ・許可された場所以外での火気の使用
- ・指定の喫煙場所以外での喫煙（加熱式たばこを含む）

- ・園内の安全管理上問題のあると認められる演出
- ・園内の動植物に影響を及ぼすおそれのある強い香料、芳香剤等の使用
- ・建造物や遺構をき損するおそれのある重量物や車両の設置、乗り入れ
- ・遺構をき損するおそれのある長さの杭等の打設
- ・広告物の掲示
- ・園内植物の剪定、伐採又は採取
- ・公園利用者、周辺施設及び地域住民に悪影響を及ぼす音響及び照明の使用
(音響については、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準を遵守すること。音の発生源から一番近い公園敷地の境界で測定し、昼間55デシベル以下。夜間45デシベル以下。)
- ・その他、建造物及び遺構面等をき損するおそれのあると思われる行為
- ・周辺道路及び園路における交通を妨げる行為
- ・あらかじめ許可を受けた搬出入時間及び搬入経路以外の搬入搬出・設営
- ・指定駐車場所以外での駐車(バイク・自転車を含む)
- ・立入規制区域への未成年のスタッフの立入

2 有料エリアの使用に関する事項

要綱第4条第1号から第4号までに掲げる場所の使用については、「1 全エリア共通事項」に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 基本条件

- ・催事参加者の入退場管理及び安全の確保、設備の使用等に必要な人員の配置については、事務所及び熊本城特別公開関連管理運営業務委託業者（以下「運営事業者」という。）と協議のうえ、使用者において経費全額を負担すること。

(2) 個別遵守事項

使用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。

【有料エリア全域】

- ・当日参加するゲストをはじめ、運営に従事するスタッフ等の入園者全員について、催事の前日までにリストを提出すること。また、内容に変更があった場合は速やかに報告すること。
- ・参加者の入退園は熊本城の開園時間外に行うこと。
- ・飲食物を提供する場合、原則として有料エリア内で火気を使用した調理は行わないこと。また、催事終了後速やかに清掃を行うこと。
- ・設営は、原則として熊本城の開園時間外に行うこと。ただし、事務所及び運営事業者と協議し、入園者の観覧及び復旧事業の妨げにならないものとして承認を受けた場合はこの限りではない。
- ・設置物等の搬入搬出経路及び駐車位置は、事務所と協議のうえ一般の入園者及び工事車両等の通行の妨げとならないようにすること。
- ・参加者の受付については、一般の入園者及び工事車両等の通行の妨げとならない場所で行うこと。
- ・ポールチェーン、ベルトパーテーション、通行指示用マット等、入園管理用の設置物を移動した場合、使用後速やかに元の位置に戻すこと。
- ・使用後の原状回復及び立会検査は、早朝使用の場合は8時45分まで、夜間使用の場合は24時まで完了すること。

【天守閣内】

- ・雨天時は入口に傘置き及びマット等を必ず設置し、靴の汚れや雨水を落とすこと。
- ・エレベーターを使用する場合は事前に事務所に申請し、承認を受けること。また、エレベーターの開錠や1階及び5階での誘導にあたっては十分な数のスタッフを配置し、参加者がスムーズに移動できるようにすること。

(大天守 6 階)

- ・入口から大天守 6 階及び大天守 6 階から地階トイレへの誘導・案内係を配置すること。
- ・大天守 6 階及び地階トイレ、1 階多目的トイレ以外の部分は原則として移動経路としてのみ使用することとし、各階の展示を参加者に観覧させたい場合は、あらかじめ時間帯を指定して事務所の承認を受けること。
- ・飲食物を提供する場合は、大天守 6 階床及び 5 階への階段を隙間なく養生すること。養生に際してはパンチカーペット等の床面を傷つけないものを使用し、参加者の転倒防止のため段差などに注意して施工すること。

(小天守 4 階)

- ・使用目的は周辺の展望・観覧に限ることとし、設置物及び飲食物を持ち込まないこと。

【天守閣前広場・平左衛門丸】

- ・天守閣前広場の砂利の部分に車両を乗り入れる場合、轍が残らないよう使用後速やかに整地すること。
- ・天守閣内を同時使用する場合を除き、使用するトイレは原則として数寄屋丸または本丸御殿南側（月見櫓側）とし、事前に使用箇所を申請すること。また、夜間の使用の場合はトイレまでの動線に照明及び案内スタッフを配置すること。
- ・北口閉鎖日の平左衛門丸は立入規制区域となるため、開園時間内に設営準備等のため立ち入る場合は必ずヘルメットを着用すること。
- ・平左衛門丸を駐車場所として使用する場合は、車両管理のためのスタッフを配置すること。

【特別見学通路】

- ・飲食物を提供する場合及びテーブル等の設置物がある場合は、床面を養生すること。

(3) 禁止行為

次に掲げる行為は禁止する。

【有料エリア全域】

- ・物品の販売、その他これに類するような商業活動

【天守閣内】

- ・火気の使用
- ・大天守 6 階（最上階）以外での飲食
- ・窓の開閉

【特別見学通路】

- ・火気の使用
- ・要綱別図 5 に示した範囲以外での飲食
- ・ヒーター等高温を発する機器の設置等、床材に悪影響を及ぼす行為
- ・床材の耐荷重を超えた重量物の設置

3 無料エリアの使用に関する事項

要綱第4条第5号に掲げる場所の使用については、「1 全エリア共通事項」に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 基本条件

- ・催事等のために占有して使用できる面積は、広場全体の半分を上限とする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。
- ・使用する範囲、ステージ等設置物の配置については、仮申請前までに事務所と詳細な打合せを行うこと。

(2) 個別遵守事項

使用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。

- ・多数の参加者が見込まれる催事の場合、交通誘導員の配置等の周辺道路の渋滞防止対策及びマスコミ等を通じた公共交通機関での来園の呼びかけについて計画を策定し、事務所の承認を受けること。
- ・設営のために芝生部分へ車両を進入させる場合は軽車両（フォークリフト含む）までとし、それ以上の重量の車両については動線を養生すること。
- ・雨天時及び雨天後は、芝生部分への車両進入時に轍が出来ないように対策を行うこと。
- ・使用後の原状回復及び立会検査は24時まで完了すること。

(3) 禁止行為

次に掲げる行為は禁止する。

- ・芝生や樹木を傷める行為
- ・園路、駐輪場及び駐車場部分の占有
- ・一般の公園利用者及び周辺施設の迷惑になるような行為

熊本城催事審査会議設置要綱（案）

制定 令和 年 月 日市長決裁

（設置）

第1条 熊本城公園における熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し（以下「催事」という。）の開催について審議を行うため、熊本城催事審査会議（以下「会議」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱に定める仮申請の承認の可否の審査及び付与する条件に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（組織）

第3条 会議の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 熊本城総合事務所長
- (2) 熊本城総合事務所総務管理課長
- (3) 熊本城総合事務所復旧整備課長
- (4) 熊本城調査研究センター所長
- (5) 文化財課長
- (6) 観光政策課長
- (7) 誘致戦略課長

2 会議に会長を置き、熊本城総合事務所長をもって充てる。

3 会長に事故等あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を臨時委員に指名して出席させることができる。

（会議）

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員（臨時委員を除く。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、催事使用者等を会議に出席させその説明又は意見を聴くことができる。

（持回り審議）

第5条 会議の審議事項について緊急を要すると会長が認めるときは、持回りによる審

議をすることができる。

(報告)

第6条 会長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 会議に参加したものは、議事の内容を第三者に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は熊本城総合事務所総務管理課において行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

熊本城公園における催事開催に係る使用料の減免に関する要綱（案）

制定 令和 年 月 日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号。以下「条例」という。）第21条第1項に基づき、熊本城公園における条例第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し（以下「催事」という。）に係る使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料の減免の基準）

第2条 減免の対象となる使用者（条例第2条第1項第3号及び第4号に規定する使用許可を受けた者をいう。以下同じ。）、減免の対象となる催事、減免の程度その他の使用料の減免の基準は、都市公園使用料に係る減免要綱（平成12年10月6日制定）の規定にかかわらず、別表に定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が使用料の減免をすることが不相当と認める行為をする場合は、減免しない。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

基準	減免の対象となる使用者	減免の対象となる催事	具体的事例	減免の程度
1	(1) 熊本市及び熊本県 (2) 熊本市又は熊本県と共催する団体	地方公共団体の事業又は行事による使用	熊本市主催の大会・イベント	使用料の全額

熊本城の管理に関する取扱要領 改正案

熊本城の管理に関する取扱要領 別表（本丸・有料区域）

地域区分		許可できる行事
本丸	有料区域	本丸（天守閣前）、数寄屋丸、平左衛門丸、飯田丸（西竹の丸）、東竹の丸
	有料区域	大広間南側路地（中庭）
	有料区域	竹の丸
		管理団体が行う恒例行事に限る。
		以下のいずれかに該当する行事（市主催・共催等行事）に限る。 ア 熊本市が主催もしくは共催して行う熊本城を周知させ、特別史跡に対する興味と関心を喚起させる催事で景観、品格を損なわないもの。 イ その他、公共的性格を有する者が主催する行事で特に熊本城を周知させる効果があると認められるもの。
		熊本県もしくは熊本市が県民、市民全体を対象として熊本城を周知させる目的をもって行う文化的行事であり、かつ文化財に対する十分な配慮のもとに実施される行事（以下「県・市主催行事」という。）に限る。



地域区分		許可できる行事
本丸	有料区域	本丸（天守閣前）、数寄屋丸、平左衛門丸、飯田丸（西竹の丸）、東竹の丸
	有料区域	大広間南側露地（中庭）
	有料区域	竹の丸
		第3条の規定に適合する一般行事。

熊本城の管理に関する取扱要領 別表（本丸・無料区域）

地域区分		許可できる行事
本丸	無料区域	奉行丸（西出丸）
	無料区域	西出丸（笹園）、長堀前（坪井川、左岸を含む）、私有（寺社）区域
	無料区域	空堀内、不開門前その他の区域
		第3条の規定に適合する一般行事。
		以下のいずれかに該当する行事（市主催・共催等行事）に限る。 ア 熊本市が主催もしくは共催して行う熊本城を周知させ、特別史跡に対する興味と関心を喚起させる催事で景観、品格を損なわないもの。 イ 史跡内の土地所有者が行う定例行事 ウ その他、公共的性格を有する者が主催する行事で特に熊本城を周知させる効果があると認められるもの。
		行事の開催を認めない。



地域区分		許可できる行事
本丸	無料区域	西出丸（奉行丸、笹園）
	無料区域	西出丸（笹園） 、長堀前（坪井川、左岸を含む）、私有（寺社）区域
	無料区域	空堀内、不開門前、園路、その他の区域
		第3条の規定に適合する一般行事。
		以下のいずれかに該当する行事（市主催・共催等行事）に限る。 ア 熊本市が主催もしくは共催して行う熊本城を周知させ、特別史跡に対する興味と関心を喚起させる催事で景観、品格を損なわないもの。 イ 史跡内の土地所有者が行う定例行事 ウ その他、公共的性格を有する者が主催する行事で特に熊本城を周知させる効果があると認められるもの。
		行事の開催を認めない。ただし、熊本城公園の区域にあっては、公園管理者が行う行事を除く。

熊本城の管理に関する取扱要領 別表（二の丸）

	地域区分	許可できる行事
二の丸	芝生広場	県、市主催行事に限る。
	催し広場	第3条の規定に適合する一般行事。
	監物台樹木園	国の直接管理であるこの区域については、第3条の規定に適合するものであること。
	清爽園、野鳥園その他の区域	行事の開催を認めない。



	地域区分	許可できる行事
二の丸	芝生広場	第3条の規定に適合する一般行事。
	催し広場	
	監物台樹木園	国の直接管理であるこの区域については、第3条の規定に適合するものであること。
	清爽園、野鳥園その他の区域	行事の開催を認めない。

熊本城の管理に関する取扱要領 別表（三の丸、古城地区、その他）

地域区分		許可できる行事
三の丸	憩いの広場	第3条の規定に適合する一般行事。
古城地区	古城堀端公園	第3条の規定に適合する一般行事。
	公有化促進事業取得地	用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。
その他	藤崎台のクスノキ群	熊本県が直接管理するこの区域については、第3条の規定に適合し、火気については十二分の処置が考慮されているもの。



地域区分		許可できる行事
三の丸	憩いの広場	第3条の規定に適合する一般行事。
古城地区	古城堀端公園	第3条の規定に適合する一般行事。
	公有化促進事業取得地	用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。
	桜の馬場城彩苑	第3条の規定に適合する一般行事。
	合同庁舎跡地	用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。
その他	高麗門跡、御成道跡	第3条の規定に適合する一般行事。
	J T跡地、NHK跡地	用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。
	藤崎台のクスノキ群	熊本県が直接管理するこの区域については、第3条の規定に適合し、火気については十二分の処置が考慮されているもの。

(現行) 熊本城の管理に関する取扱要領



(改正案) 熊本城の管理に関する要綱

熊本城の管理に関する要綱

平成 19 年 12 月改正

令和 年 月改正

（熊本城使用に関する基本方針）

- 第 1 条 熊本県及び熊本市は、国指定の特別史跡である熊本城跡（以下「熊本城跡」という。）、構成要素である重要文化財の熊本城諸櫓（以下「熊本城諸櫓」という。）及び天然記念物藤崎台のクスノキ群の指定地域（以下「指定地域」という。）について、この維持保存のため常時努力を続け、これをき損することのないように万全な対策を講ずるものとする。
- 2 熊本城跡、熊本城諸櫓及び近く指定を予定されている公有の地域については、熊本市が管理団体として維持、保存にあたり、天然記念物藤崎台のクスノキ群の指定地域については、熊本県がその直接管理を担当している。両者は互いに緊密な連絡をとり、文化財の維持保存に当たるものとする。
- 3 指定地域内における業務及び諸行事の開催は、文化財保護法（以下「法」という。）の規定による現状変更等（以下「現状変更等」という。）の許可、又はその他の必要な正規の手続きを経て許可を得た場合以外は原則として一切これを禁止する。

（届け出を要しない業務等）

- 第 2 条 指定地域内における業務及び諸行事の開催について届け出を要しないものは、次の各号に限る。
- (1) 藤崎台野球場における熊本県教育委員会（野球場担当課）が正式に承認する野球場の使用目的に合致した使用の場合、およびその際の正規駐車場の駐車範囲内における駐車。
 - (2) 熊本城総合事務所が、熊本城内の日常の維持管理上必要と認めて実施する清掃その他管理団体の本務としての業務。
 - (3) 熊本県立美術館、熊本博物館及び旧細川刑部邸が、その直接管理する敷地および建物内における現状変更を伴わない維持管理のための軽微な業務。
 - (4) 監物台樹木園が、園内の直接の維持管理上実施する現状変更を伴わない軽微な日常業務。
 - (5) 特別な許可を得てこの地域内で常時商行為を営む者が、定められた範囲内で商行為に伴い最小限必要な事項を実施する場合。

（現状変更申請等の要件）

- 第 3 条 指定地域における現状変更等の申請は、次の各号に掲げる要件すべてに適合するものでなければならない。
- (1) 史跡・重要文化財等としての保存を確実にし、適切な活用を促すものであること。

- (2) 文化財の指定を受けた物件に危険危害を及ぼす恐れのないもの、またはその危険危害を防止する対策が十分に配慮されていること。
- (3) 文化財に直接危険危害を及ぼさず、またその行為によって滅失・衰亡、破損、き損を招来する恐れのないことが確認できる場合。
- (4) 文化財の景観に及ぼす直接若しくは間接の影響がないもの、または景観上の影響も軽微にとどめることができるもの。

(諸行事開催に係る現状変更等の制限)

第4条 指定区域における現状変更等において諸行事開催に係るもの（ただし、法施行令の規定により熊本市教育委員会が許可できるものに限る）については、別表に定める基準（地域、行事内容）に適合するものに限り許可するものとする。

2 前項の規定に関わらず熊本市教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(遵守事項)

第5条 上記の全地域内での上記範囲の行事については必ず次の条件を遵守させるものとする。

- (1) 火気の使用の制約もしくは禁止
- (2) 監視員の配置と安全対策の樹立
- (3) 樹木、石垣、建造物、地下遺構等のき損防止
- (4) 後始末の徹底
- (5) 交通渋滞防止のための十分な対策の樹立

附 則

(施行期日)

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 20 日から適用する。

附 則

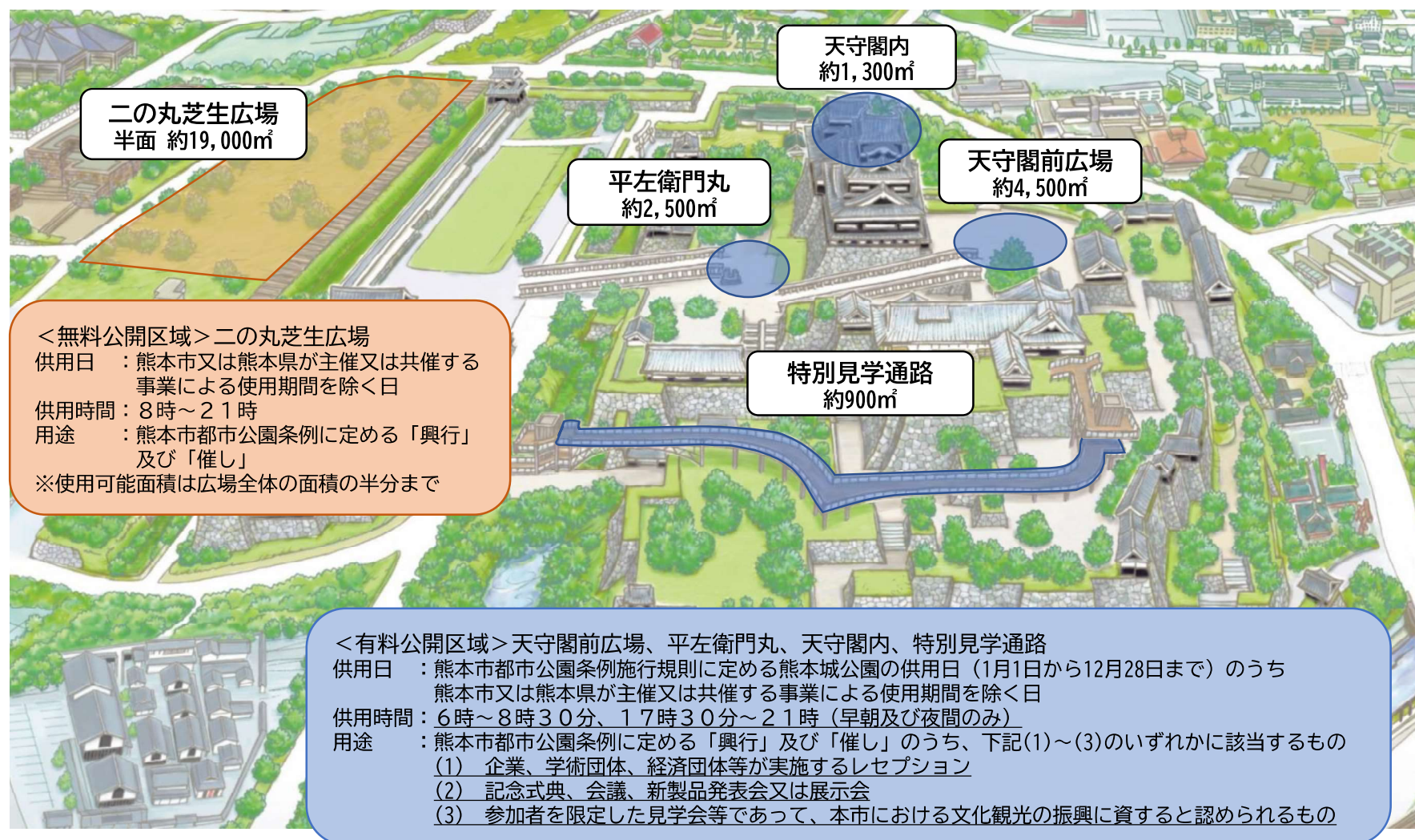
この要綱は、令和 年 月 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

地域区分			許可できる行事
本丸	有料区域	本丸（天守閣前）、数寄屋丸、平左衛門丸、飯田丸（西竹の丸）、東竹の丸	第3条の規定に適合する一般行事。
		大広間南側露地（中庭）	
		竹の丸	
	無料区域	西出丸（奉行丸、笹園）	第3条の規定に適合する一般行事。
		長堀前（坪井川、左岸を含む）、私有（寺社）区域	以下のいずれかに該当する行事（市主催・共催等行事）に限る。 ア 熊本市が主催もしくは共催して行う熊本城を周知させ、特別史跡に対する興味と関心を喚起させる催事で景観、品格を損なわないもの。 イ 史跡内の土地所有者が行う定例行事 ウ その他、公共的性格を有する者が主催する行事で特に熊本城を周知させる効果があると認められるもの。
		空堀内、不開門前、園路、その他の区域	行事の開催を認めない。ただし、熊本城公園の区域にあっては、公園管理者が行う行事を除く。
二の丸	芝生広場		第3条の規定に適合する一般行事。
	催し広場		
	監物台樹木園		国の直接管理であるこの区域については、第3条の規定に適合するものであること。
	清爽園、野鳥園その他の区域		行事の開催を認めない。
三の丸	憩いの広場		第3条の規定に適合する一般行事。
古城地区	古城堀端公園		第3条の規定に適合する一般行事。
	公有化促進事業取得地		用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。
	桜の馬場城彩苑		第3条の規定に適合する一般行事。
	合同庁舎跡地		用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。
その他	高麗門跡、御成道跡		第3条の規定に適合する一般行事。
	J T跡地、NHK跡地		用地管理のみを行い、行事の開催を認めない。
	藤崎台のクスノキ群		熊本県が直接管理するこの区域については、第3条の規定に適合し、火気については十二分の処置が考慮されているもの。

熊本城におけるユニークベニユー等の 活用に係る公園使用料案

1 開催を許可する区域・供用日及び供用時間・有料区域における制限



2 使用料案・想定する活用方法

- 熊本市都市公園条例の改正により、区域ごとの使用料を定める。
(令和7年第1回定例会に上程予定)

<有料公開区域>

供用時間：6時～8時30分、17時30分～21時（早朝及び夜間のみ）

※不特定多数の者が参加することのないレセプション、展示会などに用途を限定

天守閣前広場

使用料案：100万円／日

平左衛門丸

使用料案：50万円／日

<想定する活用方法の例>

- ・国際的な学会や経済団体等の大規模なレセプション
- ・企業の製品発表会（防災関連機器、自動車等）



天守閣内

使用料案：30万円／日

<想定する活用方法の例>

- ・小規模なレセプション
- ・企業の展示会（着物、伝統工芸品等の小型のもの）
- ・プレミアムツアー
(熊本城の歴史に関する講話、文化体験等)



2 使用料案・想定する活用方法

特別見学通路

使用料案： 20万円／日

<想定する活用方法の例>

- ・国内の学会や経済団体等のレセプション
- ・プレミアムツアー
(熊本城の復旧状況に関する講話等)



<無料公開区域>

供用時間：8時～21時

二の丸芝生広場

使用料案：200万円／日

<想定する活用方法の例>

- ・農水産物や工芸品等に関するイベント
- ・音楽イベント、演劇、伝統芸能等の
ステージイベント
- ・歴史・文化体験イベント
- ・スポーツ体験等の健康増進イベント



※熊本県及び熊本市の主催・共催するものについては使用料減免（全区域共通）

令和6年度熊本城復旧取組状況について①<本丸地区>

①宇土櫓【重文】

<文化庁・市>

・五階櫓解体保存工事(R4.10~R8.1)

<文化庁・県・市>

・続櫓台石垣解体工事(R6.6~R7.9)



②西大手門周辺

<文化庁・県・市>

・石垣復旧設計(R6.6~R8.3)

③奉行丸西側

<文化庁・県・市>

・崩落石材回収工事(R6.6~R7.3)



④南大手門【復元】

<文化庁・県・市>

・櫓解体保存工事(R5.11~R7.1)



⑤馬具櫓【復元】

<文化庁・県・市>

・石垣復旧設計(R5.5~R7.3)

⑥本丸御殿【復元】

<市>

・櫓復旧設計(R6.6~R8.3)

⑦石門周辺

<文化庁・県・市>

・石垣復旧工事(北側)(R6.6~R8.3)

・石垣復旧設計(R5.5~R8.3)



⑧平櫓【重文】

<文化庁・県・市>

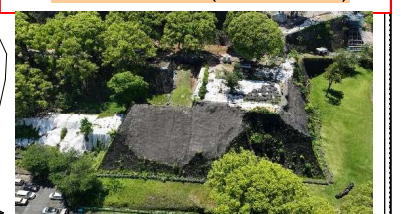
・石垣復旧工事(R6.2~R7.8)



⑨北東櫓群【重文】

<文化庁・県・市>

・石垣解体工事(R6.9~R9.2)



⑩南東櫓群【重文】

<文化庁・市>

・櫓復旧工事(R6.6~R10.9)



<凡 例>

工事完了

工事実施

調査・設計・方針検討中
※文化財修復検討委において審議

【重文】重要文化財建造物

【復元】復元建造物

新規事業

令和6年度熊本城復旧取組状況について②<本丸地区以外>

資料3

⑧ 旧細川刑部邸【県重文】

<県・市>

・櫓復旧工事(R6.9~R10.3)



⑩ 埋門周辺

<文化庁・県・市>

・崩落石材回収工事(R6.6~R7.3)



⑨ 国立病院周辺

<文化庁・県・市>

・崩落石材回収工事(R6.6~R7.3)



<凡 例>

工事完了

工事実施

調査・設計・方針検討中
※文化財修復検討委において審議

【重文】 重要文化財建造物

【復元】 復元建造物

新規事業

令和7年度熊本城復旧取組予定について①<本丸地区>

資料3

①宇土櫓【重文】

<文化庁・市>

・五階櫓解体保存工事(R4.10~R8.1)

<文化庁・県・市>

・続櫓台石垣解体工事(R6.6~R7.9)

②南大手門【復元】

<文化庁・県・市>

・崩落石材回収工事(R7.6~R8.3)



③馬具櫓【復元】

<文化庁・県・市>

・石垣解体工事(R7.7~R9.3)



④石門周辺

<文化庁・県・市>

・石垣復旧工事(北側)(R6.6~R8.3)

・石垣復旧設計(R5.5~R8.3)

⑤平櫓【重文】

<文化庁・県・市>

・石垣復旧工事(R6.2~R7.8)

<文化庁・市>

・櫓復旧設計(R7.6~R9.3)

⑥北東櫓群【重文】

<文化庁・県・市>

・石垣解体工事(R6.9~R9.2)

⑦本丸御殿【復元】

<市>

・櫓復旧設計(R6.6~R8.3)

⑧南東櫓群【重文】

<文化庁・市>

・櫓復旧工事(R6.6~R10.9)

⑨飯田丸五階櫓【復元】

<国土交通省・市>

・櫓復旧工事(R7.7~R10.12)



<凡 例>

工事完了

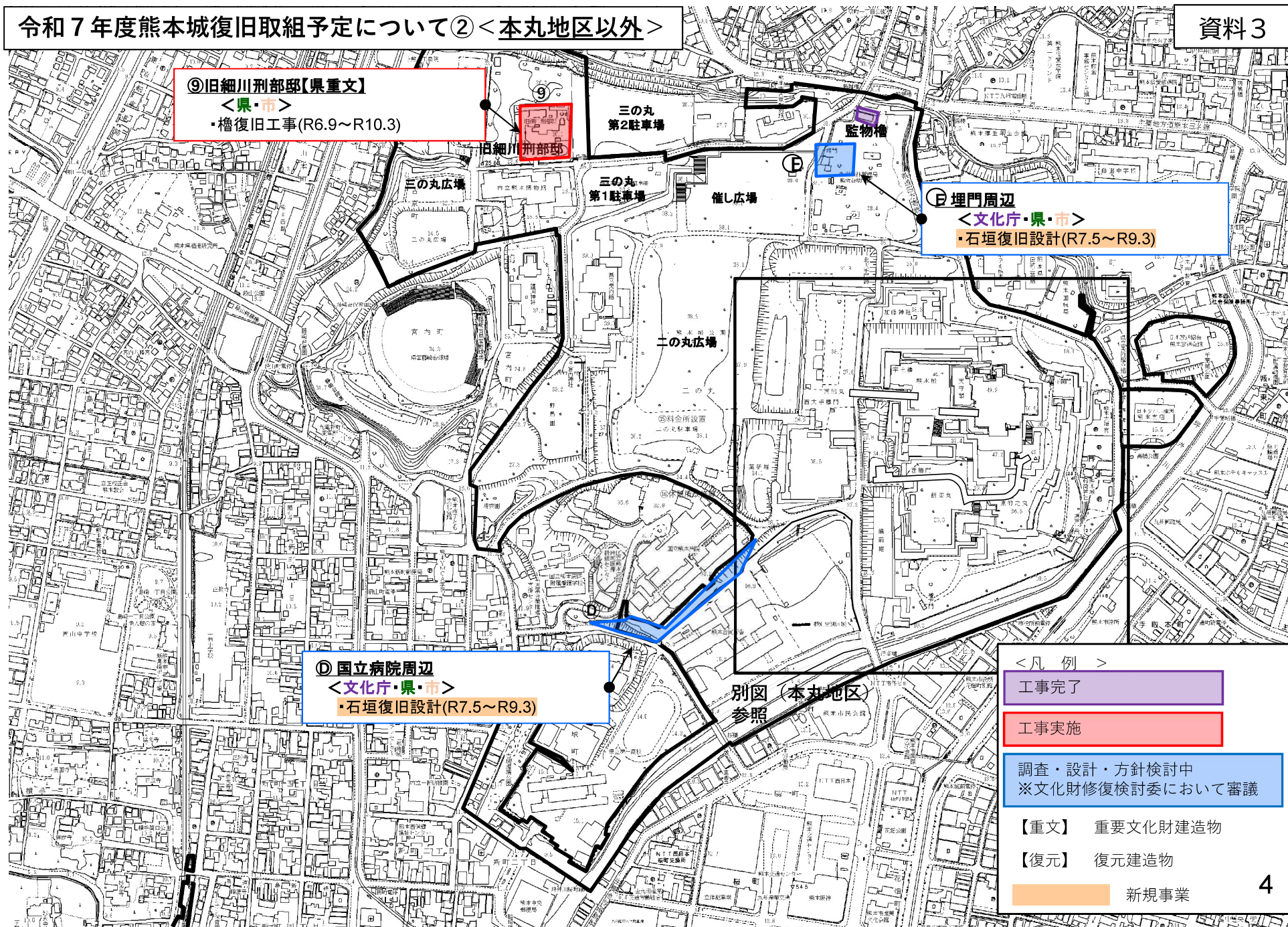
工事実施

調査・設計・方針検討中
※文化財修復検討委において審議

【重文】重要文化財建造物

【復元】復元建造物

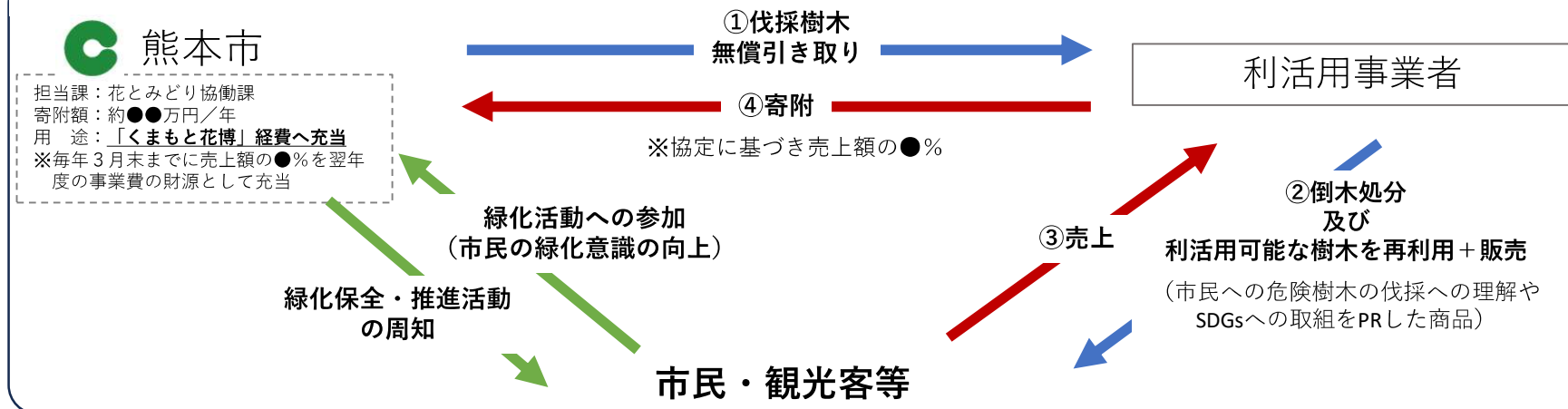
新規事業



樹木撤去により発生した材の活用について（「緑の保全・緑化推進」の実現に向けた協定について）

資料4

協定を締結した場合のスキーム



※上記スキームでの利活用については、法制課協議済み

※なお、今後、同スキームで他の企業から希望があった場合は、随時協定締結を検討するもの。

熊本城における危険木及び遺構影響木の撤去

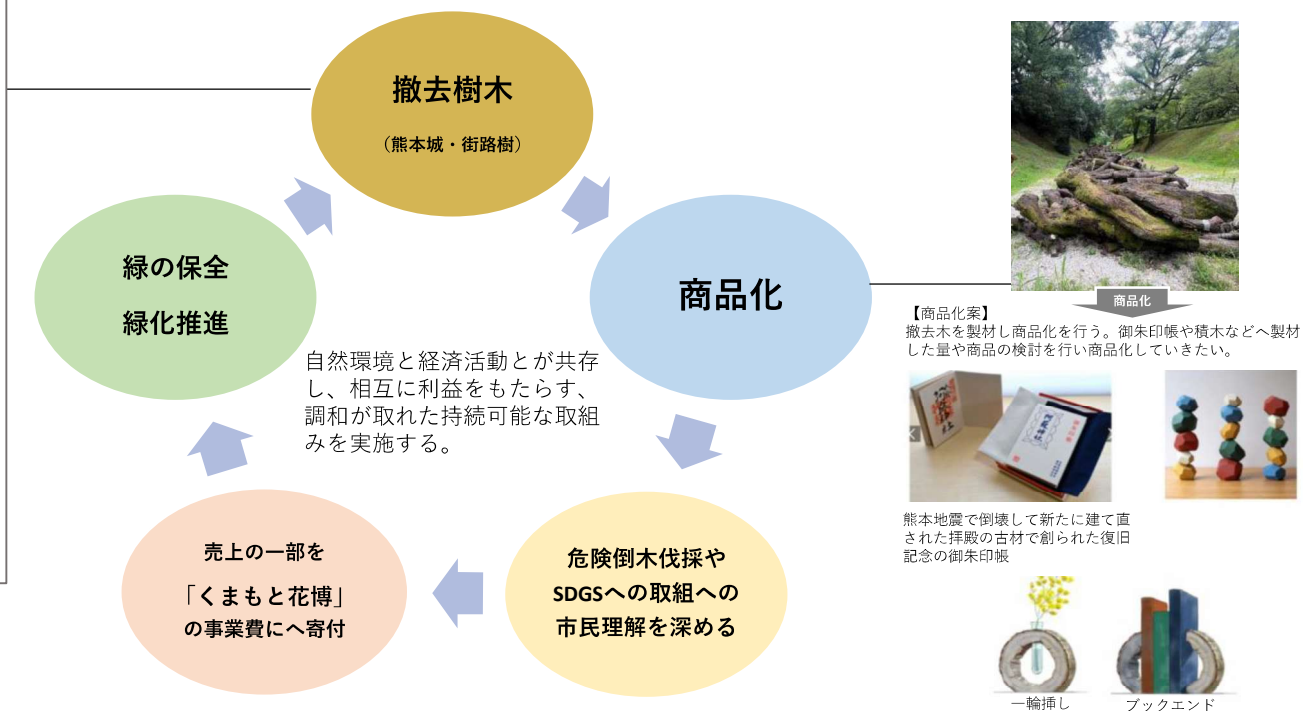
【危険木】

令和2年度以降、倒木のおそれがあると判断された樹木322本のうち、古樹・大樹として保存する6本を除く316本を令和5年度までに撤去済。

【遺構影響木】

令和2年度に樹木医による点検を実施し、344本の遺構影響木（遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木）があることを確認。

確認した遺構影響木については、対応優先度評価を実施。石垣への影響を防ぐため早急に対応が必要と判定された169本の撤去を令和10年度までに行う予定。



樹木撤去により発生した材の活用について (熊本工業高等学校建築科による傘立ての製作)

資料4

【内容】

熊本工業高等学校建築科3年生の生徒が、危険木として撤去した熊本城のサクラの材を活用して傘立てを製作し、本市に寄贈いただいたもの。

【寄贈日】

令和7年(2025年)2月18日(火)

【傘立ての概要】

- ・素材：サクラ
(側板・底板のみスギ材を使用)
- ・寸法：幅38cm×奥行38cm×高さ47cm
- ・作成数：4台

【傘立ての設置場所】

- ・本庁舎5階(秘書課フロア)
- ・熊本城内(二の丸復興城主受付)など



贈呈式の様子



傘立て